

第7章 将来あるべき医療提供体制の実現（地域医療構想）

岐阜県保健医療計画の一部（別冊）として、法第30条の4第2項第7号に規定する「将来の医療提供体制に関する構想（地域医療構想）」を平成28年7月に策定しています。目標年次は、2025年（令和7年）です。